１ページ目

緑区バリアフリー基本構想（概要版）

長津田駅周辺地区、中山駅周辺地区、鴨居駅周辺地区

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

横浜市では、平成28 年度末に各区１地区で基本構想の作成が完了し、現在は、２巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、１つの基本構想として作成しています。緑区では、平成28 年度に十日市場駅周辺地区においてバリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。今回、長津田駅、中山駅、鴨居駅の３駅周辺地区を新規重点整備地区とする新たな基本構想の検討を進め、「緑区バリアフリー基本構想」を作成しました。

エンド

緑区基本構想

以下18区の図と、そこからさらに緑区をクローズアップした図。

緑区の地図上にはＪＲ横浜線の路線図。長津田から東へ鴨居駅の４駅舎の掲載。（新規地区＝長津田、中山、鴨居の各駅。策定済地区＝十日市場駅）

エンド

参考：バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25 条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※１）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※２、生活関連経路※３及び特定事業※４を定めます。なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね５年後を目標に事業を実施することになります。

※１「重点整備地区」

生活関連施設が３以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

※２「生活関連施設」高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

※３「生活関連経路」生活関連施設間を結ぶ経路

※４「特定事業」生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

エンド

１ページエンド

２ページ３ページ目

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（長津田駅周辺地区）

以下ＪＲ長津田駅を中心とした半径500メートルの地図と事業説明。

道路特定事業

経路①＝資源循環局前から御前田までのおよそ100メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置経路③＝長津田郵便局から西に50メートルの大通り（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックと路面との輝度比を改善経路④＝経路③から更に西へおよそ400メートルの大通り（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●勾配改善の検討経路⑤＝経路③④から更に西南へおよそ500メートルの大通り（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討経路⑩＝田奈中学校側面を北西へなぞる様にゆく、およそ100メートルの経路（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討経路⑪＝ＪＲ長津田駅から東へＪＲ線路をなぞる様に300メートルの経路（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●勾配改善の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修経路⑬＝長津田小学校入り口から西へお200メートルの経路（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置経路⑭＝長津田駅南口入口から御前田までの300メートルの経路（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●路面サイン表面の滑り止め対策を検討経路⑮＝御前田から南へおよそ200メートルの経路（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックと路面との輝度比を改善経路⑯＝いぶき野小学校から西へおよそ200メートルの経路

●区画線の補修検討経路⑰＝親と子のつどいの広場「ながつだ」パオパオから南へ100メートル（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

エンド

＜長津田駅北口駅前広場＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●手すりに点字表示設置を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜御前田交差点＞

●舗装の全面的な打ち替え（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜資源循環局前交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜杉山原公園前交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜長津田駅南口入口交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックと路面との輝度比を改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜長津田小学校入口交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

エンド

教育啓発特定事業

＜ＪＲ長津田駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

＜東急長津田駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

＜地区共通＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（市営バス）

＜地区共通＞

□道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向け出前講座

交通安全特定事業

経路⑦（マルエツ前 交差点）＝マルエツ長津田駅前店に沿うような100メートルの経路

●歩行者用信号機の昼間の青時間延長の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑧（消防署前 交差点）＝消防署前に沿うような100メートル

●道路標示の改修（横断歩道）（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

エンド

公共交通特定事業

＜ＪＲ長津田駅＞

●エスカレーター昇降方向の標示の再設置を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

◇階段の踏面端部（全幅員）の明示（今後機会を捉えて検討する事業）

◇視覚障害者用の案内板等を設置（今後機会を捉えて検討する事業）

＜東急長津田駅＞

◇券売機下蹴込みの改修（今後機会を捉えて検討する事業）

エンド

２ページ３ページ目エンド

４ページ５ページ目

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（中山駅周辺地区）

中山駅を中心とした半径600メートルの地図。

道路特定事業

経路①＝緑郵便局入口から北へおよそ700メートルの経路

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者に対する踏切の安全対策について検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

○視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路②＝中山駅から線路に沿うように南東へおよそ200メートル

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路③＝緑スポーツセンターから線路に沿うように南東へおよそ200メートル

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑦＝中山駅北口から都橋南側およそ100メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●歩車道境界ブロックの補修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●雨水桝の蓋をバリアフリータイプへ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●歩車道境界ブロックの段差を改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの補修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑧＝ハーモニーみどりから南東およそ100メートル

●歩車道境界ブロックの段差を改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑨＝経路⑧から更に南東へおよそ600メートル

●勾配の改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑪＝山中駅南口から北へおよそ200メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●舗装補修による段差改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑫＝緑区役所から北へ約50メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑬＝緑区役所から南西へおよそ700メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの補修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑭＝緑区役所から北西に600メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑮＝緑区役所から南東へおよそ500メートル

●マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●歩車道境界ブロックの段差を改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜ラブニールなかやま’85＞

●２段手すりの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●手すり端部に点字表示を設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●滑りにくい路面への改修を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックと床面との輝度比を改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜中山駅北口駅前広場＞

●マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●舗装補修による段差改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

〇バス車両の停車位置の見直しを検討（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜都橋南側交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜緑郵便局入口交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜中山駅南口入口交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜緑区役所前交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜台村町交差点＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜交差点（旧 緑警察署前交差点）＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

その他の事業

＜中山駅北口駅前広場＞

●中山駅周辺の案内看板（北口から南口への案内）についての対応検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

教育啓発特定事業

＜ＪＲ中山駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

＜市営地下鉄中山駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

＜地区共通＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（市営バス）（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

＜地区共通＞

□道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向け出前講座（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

建築物特定事業

＜中山駅北口公衆トイレ＞

●トイレ入口案内看板の点字を更新（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●女子トイレの案内看板の標記の補修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●多目的トイレの案内看板の標記の補修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜横浜北部就労支援センター＞

●出入口前の手すりの設置を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜ビーンズ中山＞

◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（今後機会を捉えて検討する事業）

＜中山とうきゅう＞

◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（今後機会を捉えて検討する事業）

＜きらぼし銀行中山支店＞

●障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜横浜銀行中山支店＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●歩道から施設入口に至るスロープの拡幅の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改修検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜静岡銀行中山支店＞

◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（今後機会を捉えて検討する事業）

４ページ５ページ目エンド

６ページ７ページ目

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（鴨居駅周辺地区）

鴨居駅を中心とした半径500メートルの地図。

道路特定事業

経路①＝市営バス営業所から北東へ線路に沿うようにおよそ600メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

○電柱の移設依頼（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●歩道上の不要な切下げの撤去を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●側溝蓋の改善検討経路②＝鴨居病院から北側の鴨居におよそ400メートル（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換経路⑨＝鴨居中学校から北西へおよそ100メートル（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置経路⑪＝鴨居から東へ線路に沿うようにおよそ300メートル（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●鉄蓋部分の補修検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●歩道上の切下げの改修を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

○電柱の移設依頼の検討経路⑬東本郷団地入口から北東へおよそ600メートル（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換経路⑮＝牧野リハビリテーション病院から北へおよそ400メートル（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●歩車道境界ブロックの段差改善の検討経路⑲＝鴨居駅からららぽーと横浜へ総距離およそおよそ700メートル（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●勾配の改善検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●階段の補修検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●段差の改善検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●滑りにくい舗装の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

◇勾配改善の検討（今後機会を捉えて検討する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●階段の段鼻のテープ貼替え（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換＜鴨居駅ふれあい橋＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●階段の段鼻に滑り止め設置を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●エレベーター出入口付近の照明の明るさについて改修を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●階段の踊り場に手すりを設置＜鴨居駅南口駅前広場＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋へ交換＜白山団地入口交差点＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置＜鴨居交差点＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置＜竹山団地入口交差点＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置＜鴨居駅前交差点＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改修検討＜鴨居駅東交差点＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置＜東本郷団地入口交差点＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討＜林光寺入口交差点＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

エンド

交通安全特定事業

＜鴨居駅前南口駅前広場＞

●道路標示の改修（横断歩道）（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

エンド

建築物特定事業

＜鴨居駅前交番＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討＜白山地区センター＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●細目のグレーチング蓋への交換を検討＜鴨居消防出張所＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●区画線の設置を検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討＜横浜銀行鴨居駅前支店及び竹山支店＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討＜芝信用金庫鴨居支店＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討＜緑小学校＞（今後機会を捉えて検討する事業）

●視覚障害者誘導用ブロック等の設置検討＜鴨居中学校＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロック等の設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

エンド

公共交通特定事業

＜ＪＲ鴨居駅＞

◇券売機下蹴込みの改修を検討（今後機会を捉えて検討する事業）

●ホームドアの整備を検討＜鴨居駅南口駅前広場＞（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

◇歩道勾配の改善を検討（今後機会を捉えて検討する事業）

エンド

教育啓発特定事業

＜ＪＲ鴨居駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練＜地区共通＞（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（市営バス）＜地区共通＞（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□道路のバリアフリーに関する一般向け・小学生向け出前講座（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

エンド

６ページ７ページ目エンド

８ページ目

■ バリアフリー化の基本的な考え方バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

エンド

■ 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

令和２年５月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。緑区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「障害者に対する啓発活動の実施」や「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練」を位置づけています。

エンド

■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される緑区部会を設置し、検討を進めました。

第１回緑区部会［令和４年２月１日］

・地区の概況について

・生活関連施設（案）と生活関連経路（案）の選定について

・バリアフリーに関する情報の募集について

・まちあるき点検ワークショップの企画について

（第２回緑区部会までの途中経過）

バリアフリー情報募集

［令和４年２月14 日～３月25 日］

まちあるき点検・ワークショップ（３地区６コース、地区ごとに実施）

１回目（長津田駅）：令和４年５月17 日

２回目（鴨居駅）：令和４年５月19 日

３回目（中山駅）：令和４年５月25 日

事業者と情報共有・意見交換

（途中経過）

第２回緑区部会［令和５年１月31 日］

・まちあるき点検結果の整理

・地区の課題と対応策の検討

（第３回緑区部会までの途中経過）

事業者との調整

第３回緑区部会［令和５年７月31 日］

・基本構想原案の提案

↓

法に基づく事業者との協議

↓

基本構想作成 令和５年（2023 年）11 月

↓

各事業者は、基本構想に基づいて特定事業計画を作成し、概ね10 年後の令和15 年度（2033 年度）までを目標に事業を実施

エンド

■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。

◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。

◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。

◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。

◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。

◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。

◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

エンド

発行　横浜市道路局・緑区役所　令和５年（2023年）11月

８ページ目エンド